

本市の対応方針

大阪府は5月18日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、5月23日から当面の間の府民等への要請を決定した。

これを受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとする。

記

府民等への要請

※大阪府の資料2-1参照

区域 **大阪府全域**

期間 **5月23日から当面の間**（ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断）

1. 市民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- ・感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- ・高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること。
- ・高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）。
- ・高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に宿泊療養施設等において療養すること。

※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む。

- ・少しでも症状がある場合、早めに検査の受診をすること。
感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること。
- ・会食を行う際は、以下のルールを遵守すること。
 - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・マスク会食※の徹底

※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない。

- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること。
- ・旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること。

2. 高齢者施設への要請 （特措法第 24 条第 9 項に基づく）

- ・面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）。
- ・入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3 日に 1 回）を実施すること。
- ・施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること。

3. 医療機関への要請 （特措法第 24 条第 9 項に基づく）

- ・地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと。
- ・地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること。

★大学等へのお願い （特措法第 24 条第 9 項に基づく）

- ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること。
- ・学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること。
 - ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - ・部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- ・学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること。

★経済界へのお願い （特措法第 24 条第 9 項に基づく）

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを進めること。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること。
- ・高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと。
- ・業種別ガイドラインを遵守すること。

4. イベントの開催について(市主催(共催)のイベントを含む)

(特措法第24条第9項に基づく)

●主催者に対し、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※3	その他(安全計画を策定しないイベント)
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※2	100% ※4	大声なし:100%、大声あり:50% ※5

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
 ◆ 「その他(安全計画を策定しないイベント)」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
 ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
 ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む
 ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。収容定員が設定されていない場合は、大声あり:十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なし:人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
 ※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
 ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
 ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
 ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

5. 施設について(市有施設を含む)

★飲食店等への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

対 象 施 設
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
【結婚式場等】 飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内
(5人以上の入店案内は控えること)
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

★飲食店以外への要請 （法に基づかない働きかけ）

施設の種類	内 訳	働きかけ内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

★飲食店以外への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ 【その他】（法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、パッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

★本市公共施設では

公共施設の開館時間等は通常どおりとし、収容率についてはイベントの開催制限と同じとするとともに、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施を行い、利用者の密を避け、換気の確保等、感染防止対策を徹底する。

なお、施設ごとに設けた制限を継続するとともに、さらなる制限が必要な場合には、新たな制限を設けるなどの対策を講じること。

※「入館者カード」による来館者の把握については、不特定多数が参加するイベントに限るものとする。

6. 市立学校の対応について

市立学校における教育活動については次のとおりとする。

〈授業について〉

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態を継続
- ・不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を実施

〈府県間の移動を伴う行事〉

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施

〈学校行事〉

- ・来場者（保護者等）も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

〈部活動について〉

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施
- ・更衣時に身体的距離を確保するよう指導
- ・同一部内で陽性者や濃厚接触者が複数（15%以上）確認された場合は、当該部活動を一時停止

7. 事業やイベントの開催の可否や延期などについて

事業の必要性を再考し、縮小や延期を検討すること。

また、実施する場合は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）を行い、参加者の密を避ける、換気の確保、感染防止（マスク・消毒・検温）等を徹底すること。

8. 職場体制について

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化すること。
- ・窓口対応から電話やメール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・会議などのあり方を再検討し、電話やFAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・テレワークや年次休暇取得による、出勤者数を低減する。
- ・高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある職員、妊娠している職員、同居家族に該当者がいる職員について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと。

9. 職員への周知について

- ・旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること。
- ・会食を行う際は、以下のルールを遵守すること。
 - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・マスク会食※の徹底

※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない。
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること。
感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること。
- ・出勤前の検温の徹底 ・マスクの徹底 ・手洗い及び消毒の徹底
- ・人と人との距離（1～2m）をあける。 ・執務室及び会議室の換気を徹底する。

10. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

11. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

12. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。

河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 本部長